

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名： 企業局

事業種名： 水道施設の整備

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

水道施設の新設や改良に関する設計にあたっては、浄水場の水運用だけではなく、環境に配慮した仕様の選定や環境への負荷の少ない工法の選定などについても十分考慮し、進めている。

また施工にあたっては、再資源化資材の有効活用、掘削土の工事間利用など環境への負荷を少なくするよう取り組んでいる。

県営水道は常時多量の電力を使用し、各受水団体へ送水している。エネルギーの有効活用の観点から省エネルギー型、高効率の設備機器の導入についても更新時期を見据えて進めている。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

長期間に渡る事業のため、周辺的生活環境へ与える影響が大きいことが想定されることから、工事期間中は騒音・振動対策の適切な実施、環境対策型建設機械の採用を図り、周辺的生活環境の保全に配慮した。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

企業局では効率的に水道施設を整備するため、水道施設整備計画を策定し、計画に基づいて各種事業を進めている。

当該計画において、個別評価に関する評価単位及び対象規模に該当する事業として、中継ポンプ所の施設増強、浄水場施設の拡張等がある。

施工環境は各々異なるが、制約された作業ヤード内での大規模土工の実施や大型重機を使用するため、周辺環境へ十分配慮のうえ、事業を推進していく。

4 課 題

(環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。)

特になし

5 事業一覧

(様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。)

別表2のとおり

別表 2
個別評価事業一覧

事業年度：平成29年12月～令和4年3月

部局名：企業局

事業種名：水道施設の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	吉見浄水場拡張関連整備 I 期事業	施工段階	26	22	84.61538462	4
	合計		26	22		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 企業局

課・所・室名 水道整備事務所

事業の種類	水道施設の整備	事業名	吉見浄水場拡張関連整備I期事業
事業の規模		実施場所	鶴ヶ島市大字高倉地内
計画期間	平成29年12月～令和4年3月	段階	施工段階
事業の概要： 災害時のリスク分散を目的として、大久保浄水場及び吉見浄水場の供給区域を再編するため、吉見浄水場関連施設の機能強化を図るとともに高倉中継ポンプ所を増設する。 送水調整池 有効容量：2,000m ³ 、送水ポンプ棟 延べ面積：1,192.9m ²			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

長期間に渡る事業のため、周辺の生活環境へ与える影響が大きいことが想定されることから、工事期間中は騒音・振動対策の適切な実施、環境対策型建設機械の採用を図り、周辺の生活環境の保全に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

今後、着手を予定している場内整備工事の実施に当たっては、既に提出した緑化計画に基づき、敷地内の緑化を推進する。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 1 1 水道施設の整備に関する環境配慮方針

事業名		吉見浄水場拡張関連整備 I 期事業					
各種計画との整合等		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	該 当	実 施	
個別 事 項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○					1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○				1-1②
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		○				
基本方向 1		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築							
個別 事 項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○				3-1③④
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	✓		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	-	-	3-1⑧
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進							
個別 事 項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	✓	✓	3-1②⑤⑥
	② 高効率設備の導入を図る。	○	○	○	✓	✓	3-1⑦
	③ エネルギーの効率的利用を図る。	○	○				3-1②⑤⑥
	④ 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。		○	○	✓	✓	
	後掲（森林の整備と保全）						
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。			○	-	-	
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。			○	✓	✓		

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進						
個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○			3-1①
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	✓	
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓	✓
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	○	✓	✓

基本方向 2			配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり			構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	該 当	実 施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進							
個別事項	① 建設廃棄物の発生抑制、再資源化を推進する。		○	○	✓	✓	1-4③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○	✓	✓	1-4②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	○	✓	✓	1-4①
	④ 日頃適切な補修管理に努める。		○	○	✓	✓	1-4④
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○	-	-	1-4④
	⑥ 浄水発生土については園芸用土等への有効利用を拡大する。		○				1-3①
	⑦ 改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		○				1-5②
	⑧ 建物の耐久性に配慮する。		○				1-5①
	⑨ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		-	-
	⑩ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石棉含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		-	-

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。		○	○	✓	✓	
	② 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。		○	○	✓	✓	
	③ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	○	-	-	
	④ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	○	✓	✓	1-2①
	⑤ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	○	✓	✓	1-2①

基本方向 3		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり							
基本的配慮事項 1 みどりの保全と再生							
個別 事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 森林の整備と保全							
個別 事項	① 県産木材の積極的活用を図る。		○	○	✓		1-4①
基本的配慮事項 3 生物多様性の保全							
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	○	-	-	2-1①
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	○	✓	✓	2-1①
	③ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○					2-1①
	④ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	○	✓	✓	2-1①

基本方向 4		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり							
基本的配慮事項 1 大気環境の保全							
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○	✓	✓	1-2①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）						
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止							
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	○	✓	✓	1-2①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○	✓	✓	1-2①
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進							
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。			○	✓	✓	

基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全							
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○	✓	✓	1-2①
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○	✓	✓	1-2①
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進							
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	-	-	

基本方向 5		配慮時期			チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進							
個別事項	① 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○				
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成							
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	○	✓		
		実施率 (b/a (%))		合計 (a) (b)			
		84.6%		26 22			
		総合評価		4			

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。